

## 借金を整理して、新しい生活への一歩を踏み出そう 法テラス

債務整理を法律家に委任すると…こんなメリットがあります。

- ▶一定期間は返済がストップする
- ▶債権者からの連絡がなくなる

子どもたちの未来のために、相談だけでもしてみませんか？

収入・資産が一定以下の場合、1つの問題につき **3回まで無料**で相談可能。

- ▶養育費の相談もできます！

法テラス静岡	050-3383-5400	月～金曜日 第1・3水曜日	13時00分～15時00分 17時00分～19時00分
法テラス沼津	050-3383-5405	火・金曜日	10時00分～12時00分 13時30分～16時30分
法テラス浜松	050-3383-5410	月・水曜日 火・木・金曜日	13時00分～16時00分 10時00分～12時00分



## 家計管理について、もっと知りたい

日本FP協会

暮らしとお金に関する情報は、こちらの

サイトで知ることができます。→



「わたしたちの暮らしとお金」

## ひとり親のための相談窓口

ひとり親サポートセンター

本所 静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館内	054-254-1191	月～金 9:00～17:00 休業：土日祝日  ※本所のみ 土曜（第1・3） 相談があります。
東部支所 沼津市大手町 1-1-3 沼津産業ビル 2階	055-951-8255	
中部支所 静岡市駿河区南町 14-1 水の森ビル 3階	054-284-0008	
西部支所 浜松市中区中央一丁目 12-1 浜松総合庁舎 1階	053-452-7107	



ご相談は無料です。



静岡県ひとり親あんしん  
LINE 相談



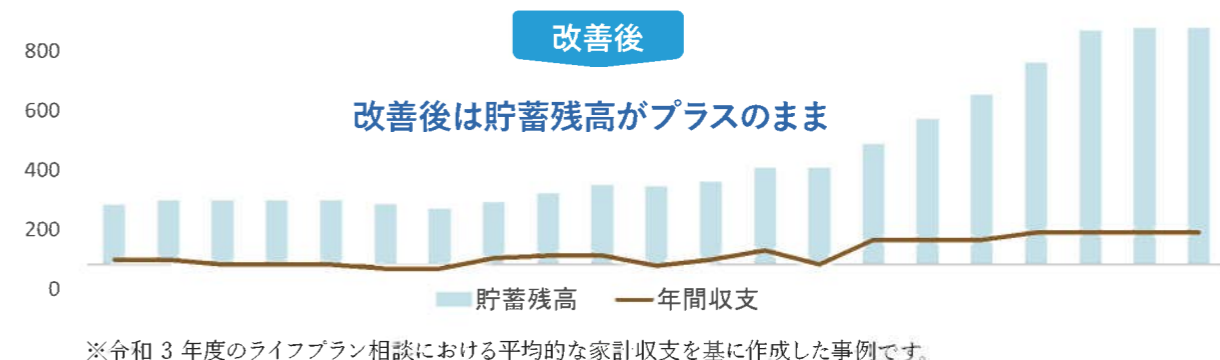
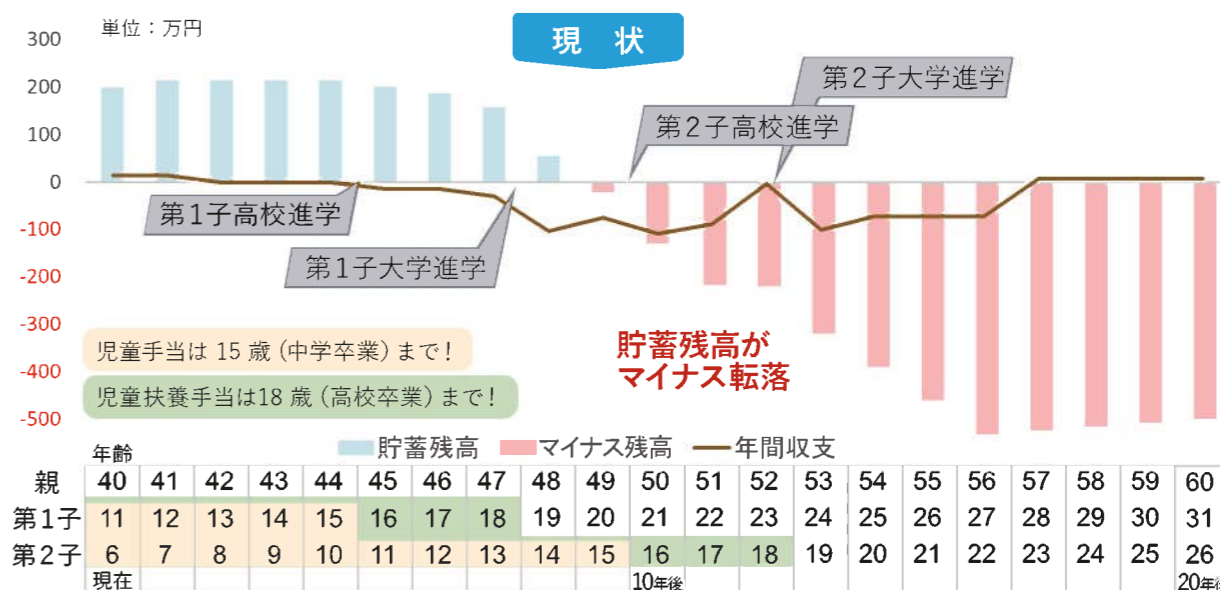
ひとり親家庭を支える制度や窓口は、静岡県健康福祉部  
子ども家庭課作成の冊子「ひとり親家庭のしおり」もご覧ください。

# わたしと子どもの未来のために 知っておきたいお金の知識

## ひとり親のライフプラン・キャッシュフロー表

世帯主：40歳・パート勤務  
子ども：2人（11歳、6歳）  
年 収：手取り 200万円＋児童・児童扶養手当 60万円程度  
生活費：年間 238万円（月 20万円程度） ※住居・車両費込み 養育費：なし

貯蓄額：200万円  
進学希望：高校まで公立、大学（国公立）進学



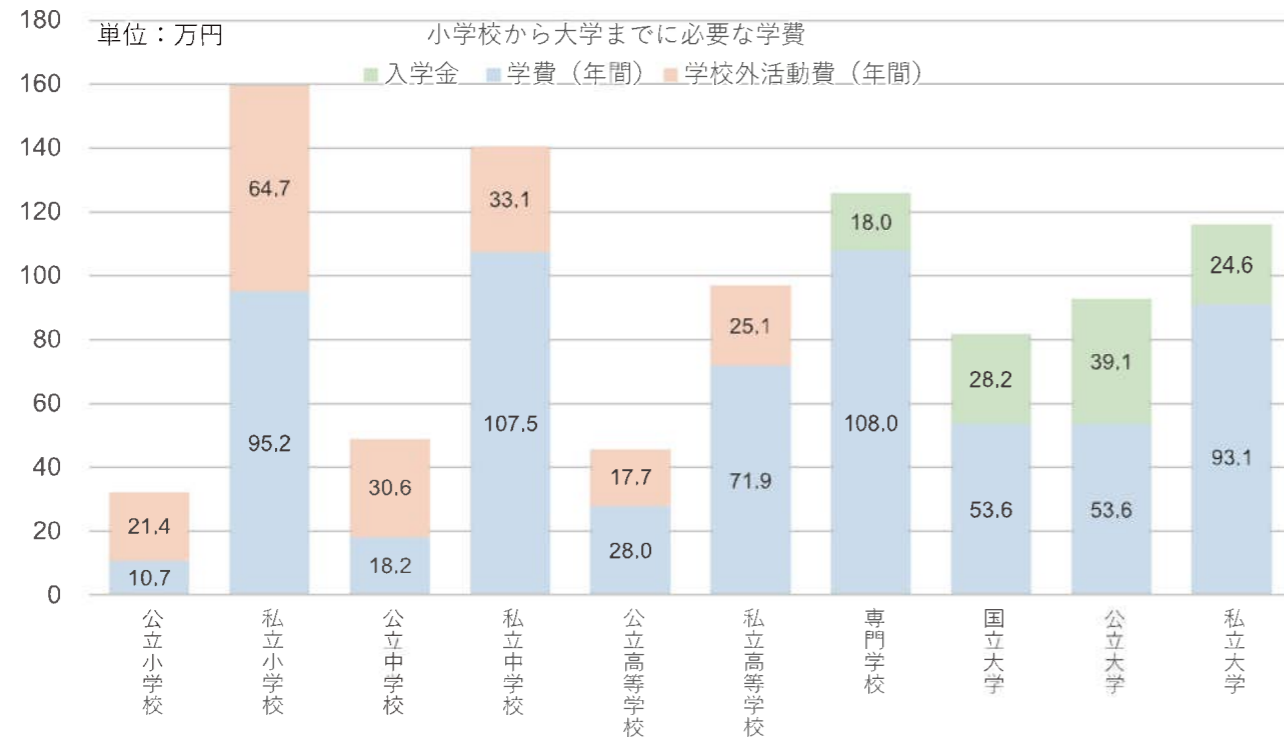
### 改善ポイント

- ▶第2子中学進学時より正社員に（手取り250万円）  
→収支改善・老後の年金額増加が期待できる
- ▶進学費用は、給付型奨学金を利用。

養育費を受け取れるようになれば、さらに収支が改善します。



# 知っておきたい、子どもの教育にかかるお金



※小中高等学校の学費は、給食費など学校納付金を含む。  
 ※国立大学の額は、国が示す標準額。公立大学・私立大学の額は平均であり、公立大学入学金は地域外からの入学者の平均。  
 資料：「平成30年度子供の学習費調査」「国公立大学の授業料等の推移」文部科学省、東京都専修学校各種学校協会調査統計部調べ（令和2年度・昼間部）

- ▶大学の自宅外通学者への仕送りは、年間平均 95.8 万円（月額 7.9 万円）。
  - ▶アパートの敷金礼金や家財道具の購入費等は、平均 38.7 万円。
- 資料：「令和3年度「教育費負担の実態調査結果」」日本政策金融公庫

## 要チェック！国の高等教育の修学支援新制度

修学支援制度・文部科学省

一定世帯の学生に、次のような2つの支援があります。

- ▶授業料・入学金の免除や授業料等減免
- ▶給付型奨学金の支給



## 奨学金、知ってる？

奨学金検索・日本学生支援機構

奨学金には、もらえるタイプ（給付型）と借りるタイプ（貸与型）の2種類があります。貸与型は、卒業後に、**お子様が返済する義務を負います。**親子でよく話し合しましょう。また、学校・地方公共団体等で、独自の奨学金制度を設けている学校も要チェック！



## 教育資金は、次の優先順位で検討しましょう。

1. 私立<国公立（本人の意思を尊重しつつ）
  2. 学校独自の制度
  3. 給付型奨学金
  4. 貸与型奨学金
  5. 母子父子寡婦福祉資金貸付（市区町村の福祉担当窓口）
  6. 生活福祉資金貸付（市区町村の社会福祉協議会）
  7. 国の教育ローン（日本政策金融公庫）
  8. 民間の教育ローン
- ※貸付制度は、「いくら借りれるか？」ではなく「毎月いくら返せるか？」から借入額を計算しましょう。

## お金の準備、どうする？

金融庁

- ▶お金の準備は、早めに始めましょう。
- ▶少額非課税口座 NISA（一般・積立・ジュニア）等、税制優遇措置も知っておくといいですね。

教育資金だけでなく、ご自身の老後資金も考えましょう！iDeCo（個人型確定拠出年金）はじめ各種制度があります。ご自身にあうお金の準備方法は、FP等の専門家に相談。



非課税制度の説明動画

# 養育費は「子どもの権利」です

- ▶養育費は、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する費用。
- ▶子どもを育てている方の親は、他方の親から養育費を受け取ることができます。
- ▶離婚により親権者ではなくなった親であっても、親として養育費の支払義務を負います。
- ▶養育費の金額や受取期間等の詳細は、離婚する際に公正証書などで取り決めておきましょう。
- ▶離婚後数年経ってからも養育費を請求することは可能ですので、相談機関に早めに相談しましょう。
- ▶養育費に関しては、裏面の「法テラス」または「ひとり親サポートセンター」で相談できます。

## 18歳成人！養育費はどう考えればいいの？

- ▶成人年齢が引き下げられても、養育費の支払期間が必ずしも「18歳に達するまで」となるわけではありません。
- ▶たとえば、子どもが大学に進学する可能性がある場合には「子が22歳に達した後の3月まで」と定めることも考えられます。

資料：「成年年齢の引下げに伴う養育費の取決めへの影響について平成30年1月4日」法務省サイトを参考に作成



養育費や裁判手続きの説明動画  
「養育費バーチャルガイダンス2021」  
法務省





養育費・婚姻費用算定表  
法務省



養育費等相談支援センター  
公益社団法人 家庭問題情報センター

## 知っておきたい、離婚にまつわるお金の知識

婚姻費用	別居している場合、子どもを育てている方の親は、他方の親に「婚姻費用の分担請求」により、子どもの教育費・生活費などを求めることができます。 ※婚姻費用の目安は、子どもの人数、権利者と義務者の年収により異なります。
財産分与	婚姻中に取得した財産は、離婚時または離婚後に分割できます。 
年金分割	婚姻中の保険料納付額に対応する厚生年金記録を当事者間で分割し、それぞれ自分の年金とすることができます。 

※財産分与・年金分割は、離婚から2年を経過すると手続きができません。